（二面より）

ロ、貸付実施に当り執行委員は資金枠が少く、組合員を第一顧に考え執行委員の分は総務部長との話合いの中から可能な範囲内で貸付を実施することで資金の都合上分割貸付の形を採つた。

ハ、分割貸付で借用しその都度出金伝票によつて借用し最終的にまとめた分を借用証として提出した。

理由

以上綜合すれば貸付を終了後最終的にまとめて出したとは云え現金出納、公金の性格、事務処理の内容を十分承知していながら借用証を提出せず特別生活対策貸付金を分割借用したことは事務遅延の原因であると断定する。

事実【三】昭和二十九年度決算時に於て港務支部の特別生活対策事務遅延に対し、監事団、組合長の勧告をうけたにも拘らず、支部執行委員として十分の協力をしなかつた事実。

イ、木原は支部執行委員として島田監事から監査が出来ない事実の発表がされたのに対し、自分から協力して処理しようと申出た事もなく支部執行委員会開催の要請もせず、何ら具体的対策を検討しなかつた。

理由

以上は再三の監事団、組合長の勧告があつたにも拘らず、何ら対策も検討せず、支部執行委員会としての適切なる処置を講じなかつた事は執行委員としての連帯責任を負うべきであると断定する。

裁決理由

以上の事実を綜合し本懲戒委員会は慎重なる審議の結果、政治の貧困から来た組合員の借金苦を解決せんとした生活防衛の闘いである特別生活対策の重要性から見て之が事務処理に欠陥を生ぜしめた事実は直接的責任はないとはいえ、各執行部員全員協力の上に立つて万全を期さねばならなかつた間接的責任を追及する。

然しながら当時機関の決定により組織の総力をあげて闘いつゝあつた闘争に全執行部員が尊念していた実情よりして特別生活対策に完全なる協力が出来なかつた事実を認める。

事実【一】【二】により提訴状に該当するも特に情状を酌量し懲戒規程第十二条第二号を適用し本懲戒委員会は主文の如く裁決する。

昭和三十年八月八日

三池炭鉱労働組合懲戒委員会

懲戒委員長　那須　俊春
〃副委員長　荒木　勝
〃　委員　片岡　勇
〃　〃　松永　信男
〃　〃　高田　純男
〃　〃　松本　弘
〃　〃　吉賀　徳継
〃　〃　運尾　朝男

裁決書

港務支部　電車運転手　二〇四四三　松尾　綱雄

主文

右は懲戒規程第十二条第二号を適用しけん責処分に附す。

事實及理由

事実【一】松尾は借用証を提出せず特別生活対策貸付金を借用し事務を遅延せしめた事実。

イ、松尾は昭和二十九年十一月中何に決定された三鉱労組特別生活対策実施に当り支部執行委員会に於いて総務部長会議の結論に基き支部自体の貸付方針を決定、執行部全員協力の上実施しその内容を十分承知していた。

ロ、貸付実施に当り執行委員は資金枠が少く後に廻すと言うことで貸付の際は分割貸付を行つたハ、分割貸付で借用した為その都度出金伝票によつて借用し、借用証は一度提出しているが一応返却された。尚最終的には島田監事の指揮があつた二日後に再度提出している。

理由

以上綜合すれば島田監事の指揮をうけた後提出しているとは言え、現金出納、公金の性格、事務処理の内容を十分承知していながら借用証を提出せず、特別生活対策貸付金を分割借用したことは事務遅延の原因であると断定する。

事実【二】昭和二十九年度決算時に於いて港務支部の特別生活対策事務遅延に対し、監事団、組合長の勧告をうけたにも拘らず支部執行部員としての十分の協力をしなかつた事実。

イ、松尾は支部執行部員として島田監事の監査報告により生活対策の監査がすんでいない事を知り乍ら、支部執行委員会開催の要請もせず何ら具体的対策を検討しなかつた。

理由

以上は再三の監事団、組合長の勧告があつたにも拘らず何ら対策も検討せず、支部執行部員としての適切なる処置を講じなかつた事は、執行部員として連帯責任を負うべきであると断定する。

裁決理由

以上の事実を綜合し、本懲戒委員会は慎重なる審議の結果、政治の貧困から来た組合員の借金苦を解決せんとした生活防衛の闘いである処の一九五四年度最大の眼目である特別生活対策の重要性から見て之が事務処理に欠陥を生ぜしめた事実は直接的責任はないとはいえ、各執行部員全員協力の上に立つて万全を期さねばならなかつた間接的責任を追及する。

然しながら当時機関の決定により組織の総力をあげて闘いつゝあつた闘争に全執行部員が尊念していた実情よりして特別生活対策に完全なる協力が出来なかつた事実を認める。

事実【一】【二】により提訴状に該当するも特に情状を酌量し懲戒規程第十二条第二号を適用し、本懲戒委員会は主文の如く裁決する。

昭和三十年八月八日

三池炭鉱労働組合懲戒委員会

懲戒委員長　那須　俊春
〃副委員長　荒木　勝
〃　委員　片岡　勇
〃　〃　松永　信男
〃　〃　高田　純男
〃　〃　松本　弘
〃　〃　古賀　徳継
〃　〃　運尾　朝男

裁決書

港務支部　甲板員　二一〇〇一　山下　道雄

主文

右は懲戒規程第十二条を適用しけん責処分に附す。

事實及理由

事実【一】山下は借用証を提出せず特別生活対策貸付金を借用し事務を遅延せしめた事実。

イ、山下は昭和二十九年十一月中何に決定された特別生活対策実施に当り支部執行委員会に於いて総務部長会議の結論に基き支部自体の貸付方針を決定、執行部全員協力の上実施しその内容を十分承知していた。

ロ、貸付実施に当り執行委員は資金枠が少く組合員を第一顧に考え執行部は積極する様決定し可能な範囲内で貸付を実施する事で、資金の都合上分割貸付の形を採つた。

ハ、分割貸付で借用した為その都度出金伝票によつて借用し借用証は一括して最後に提出している。

理由

以上綜合すれば最終的な貸付を終了後まとめて借用証を提出しているが、現金出納、公金の性格、事務処理の内容を十分承知していながら都度借用証を提出せず、特別生活対策貸付金を借用したことは事務遅延の原因であると断定する。

事実【二】昭和二十九年度決算時に於いて港務支部の特別生活対策事務遅延に対し、監事団、組合長の勧告をうけたにも拘らず支部執行部員として十分の協力をしなかつた事実。

イ、山下は昭和二十九年十一月中何に決定された特別生活対策実施に当り支部執行委員会に於いて総務部長会議の結論に基き支部自体の貸付方針を決定、執行部全員協力の上実施しその内容を十分承知していた。

ロ、貸付実施に当り執行委員は資金枠が少く組合員を第一顧に考え執行部は積極する様決定し可能な範囲内で貸付を実施する事で、資金の都合上分割貸付の形を採つた。

ハ、分割貸付で借用した為その都度出金伝票によつて借用し借用証は一括して最後に提出している。

理由

以上綜合すれば最終的な貸付を終了後まとめて借用証を提出しているが、現金出納、公金の性格、事務処理の内容を十分承知していながら都度借用証を提出せず、特別生活対策貸付金を借用したことは事務遅延の原因であると断定する。

事実【二】昭和二十九年度決算時に於いて港務支部の特別生活対策事務遅延に対し、監事団、組合長の勧告をうけたにも拘らず支部執行部員として十分の協力をしなかつた事実。

イ、山下は支部執行部員として四月十一日生対に関する監査が完全でなかつた事を知り乍ら、支部執行委員会開催の要請もせず何ら具体的対策を検討しなかつた。

理由

以上は再三の監事団、組合長の勧告があつたにも拘らず何らの対策も検討せず、支部執行部員としての適切なる処置を講じなかつた事は、執行部員としての連帯責任を負うべきであると断定する。

裁決理由

以上の事実を綜合し本懲戒委員会は慎重なる審議の結果、政治の貧困から来た組合員の借金苦を解決せんとした生活防衛の闘いである特別生活対策の重要性から見て之が事務処理に欠陥を生ぜしめた事実は直接的責任はないとはいえ、各執行部員全員協力の上に立つて万全を期さねばならなかつた間接的責任を追及する。

然しながら当時機関の決定により組織の総力をあげて闘いつゝあつた闘争に全執行部員が尊念していた実情よりして特別生活対策に完全なる協力が出来なかつた事実を認める。

事実【一】【二】に依り提訴状に該当するも特に情状を酌量し懲戒規程第十二条第二号を適用し本懲戒委員会は主文の如く裁決する。

昭和三十年八月八日

三池炭鉱労働組合懲戒委員会

懲戒委員長　那須　俊春
〃副委員長　荒木　勝
〃　委員　片岡　勇
〃　〃　松永　信男
〃　〃　高田　純男
〃　〃　松本　弘
〃　〃　古賀　徳継
〃　〃　運尾　朝男

裁決書

港務支部　操車手　二〇二九　加藤友一郎

主文

右は懲戒規程第十二条第二号を適用しけん責処分に附す。

事實及び理由

事実【一】加藤は借用証を出さず特別生活対策貸付金を借用し事務を遅延せしめた事実。

イ、加藤は昭和二十九年十一月中何に決定された三鉱労組特別生活対策実施に当り、支部執行委員会に於て総務部長会議の結論に基き支部自体の貸付方針を決定、執行部全員協力の上実施しその内容を十分承知していた。

ロ、貸付実施に当り執行委員は資金枠が少く組合員を第一顧に考え執行委員の分は総務部長と話合の中から可能な範囲内で貸付を実施する事で資金の都合上分割貸付の形を採つた。

ハ、分割貸付で借用した為その都度出金伝票によつて借用し、もつと借用したいと考えていたので借用証は早くから用意していたが提出しなかつた。

理由

以上綜合すれば最終的な貸付を終了後まとめて出す考えであつたとは云え、現金出納、公金の性格、事務処理の内容を十分承知していながら借用証を提出せず、特別生活対策貸付金を分割借用したことは事務遅延の原因であると断定する。

事実【二】昭和二十九年度決算時に於いて港務支部の特別生活対策事務遅延に対し、監事団、組合長の勧告をうけたにも拘らず支部執行委員として十分の協力をしなかつた事実。

イ、加藤は支部執行部員として島田監事の監査報告により、生活対策の監査がすんでいないことを知りながら、支部執行委員会開催の要請もせず何ら具体的対策を検討しなかつた。

理由

以上は再三の監事団、組合長の勧告があつたにも拘らず何ら対策も検討せず支部執行部員としての適切な処置を講じなかつた事は執行部員としての連帯的責任を負うべきであると断定する。

裁決理由・以下同文

昭和三十年八月八日

三池炭鉱労働組合懲戒委員会

〃　〃　古賀　徳継
〃　〃　運尾　朝男

裁決書

港務支部　事務手　二〇一六二　荒木　初蔵

主文

右は懲戒規程第十二条第二号を適用しけん責処分に附す。

事實及び理由

事実【一】荒木は借用証を提出せず特別生活対策貸付金を借用し事務を遅延せしめた事実。

イ、荒木は昭和二十九年十一月中何に決定された三鉱労組特別生活対策実施に当り支部執行委員会において総務部長会議の結論に基き支部自体の貸付方針を決定、執行部全員の協力の上実施しその内容を充分承知していたロ、貸付実施に当り執行委員は財源がないので待つことゝなり資金部合上分割貸付を行つた。

ハ、分割貸付で借用した為、その都度出金伝票によつて借用し、借用証は総務部長のメモにより確認し、五月十三日支部委員会で問題となつた後五月十四日提出した。

理由

以上綜合すれば決算の時期をすぎて五月十三日支部委員会で問題となつた後五月十四日に至り借用証を提出しているが現金出納、公金の性格、事務処理の内容を充分承知していながら都度借用証を提出せず特別生活対策貸付金を分割借用をした事は事務遅延の原因であると断定する。

事実【二】昭和二十九年度決算時において港務支部の特別生活対策事務遅延に対し、監事団、組合長の勧告をうけたにも拘らず支部執行委員会開催の要請もせず何ら具体的対策を検討しなかつた。

理由

以上は再三の監事団、組合長の勧告があつたにも拘らず支部執行部員としての適切な処置を講じなかつた事は執行部員としての連帯的責任を負うべきであると断定する。

裁決理由・以下同文

昭和三十年八月八日

三池炭鉱労働組合懲戒委員会

懲戒委員長　那須　俊春
〃副委員長　荒木　勝
〃　委員　片岡　勇
〃　〃　松永　信男
〃　〃　高田　純男
〃　〃　松本　弘

長期計画闘争方針

＝われわれの基本的な考え方＝

わが三鉱連は、一昨年の企画における激闘一二三日の体験を通じ、われ〳〵労働者及びその家族の生活を守るために、すなわち労働条件や生活環境の維持向上を具体的に達成するためには、従来の諸闘争の自己批判の上に立つた堅確な大衆闘争方式と矢鋭なる闘争戦術をいよ〳〵拡充しなければならないことを痛感したのである。

同時に、自からの無能、無策、不手際の結果を経営権の名をかりて合法化、隠蔽し、一切の結果（たとえば赤字）を企業内の労働者にシワ寄せする企業経営の在り方にも鋭く反対し、「首切りが出されてから鉢巻をしめてスクラムを組むのでは遅い」という端的な合言葉を打出し、経営方針変革闘争を決意したのであるが、このことはいうまでもなくわれ〳〵の生活が経営方針と「無縁」ではない、ということにつきるからである。

そして企業の経営方針追及は、より階級的なもつと巾広く興行の深い「原因追及」のたたかいのスタートである。という認識にもつながるものと考えているのである。

さて、今回の会社側提案に対してわれ〳〵は次のように考える。

①従来の経営方針について

企画により四三億の赤字を出したのも無理解、独善の経営者に原因したし、美唄の経営者に美唄労組が「サラリーマン計画」では困る、といつたにもかゝわらず毎々一ケ年で重大な変更をしようとしている。また販売業務の担当者は「他社より成績をあげた」とうそぶいて真剣な仕事をしていない。美唄、砂川における問題としてだけでなく、われ〳〵としては会社はいつも二枚舌をつかつているとしか考えられない。したがつてこのような経営者の態度では、どんな提案にしろ信頼するわけにはいかない。そのような独善的な態度をどう変更して出直すのかという点を慎重に吟味し検討することが何よりも先決である。このため、とくに昨年六月四日に会社側が示した「緊急改善方策」については、その経過と成果を明らかにする必要がある。

②長期計画について

イ、出炭ベースの取り方

三〇年度の鑛界実施案四一八〇万トンと、政府案四三二六万トンとの比率（九六・六%）を三一年度以降の政府案各年度に乗じたA案を、さらに八〇%に切りつめた全国需要量を、三井鉱山独自の計画ベースとしたところに問題がある。つまり大巾に生産予定量を縮少して安全度を高めるだけで、至難であるとしても別に科学的なものは何もない計画といえるからである。

ロ、炭価、労務費

炭価も給与も横ばいの現行でたてゝいるが、この点は現在辛極せよ、といつていることと矛盾する。

ハ、人員充足

鉱山学校卒業生のみを採用し自然減耗の補充はしないという計画であるが、そのような考えを条件的に肯定するわけにはいかない。この点はわれわれとしても不足人員を明確にする必要があるし若返りも考えなければならない。また、いわゆる管理部門、経営者層の人員過大に対しても同じく適切な措置を講ずべきである。

ニ、美唄の深部計画

美唄の規模縮少時期を先に延ばして、深部採掘計画の実際的な推進の適否をさらに真剣に検討し、且つその間に再別砂川の企業工事を促進せしめる。というやり方についても実施できるか、どうかという点を討議する必要がある。

ホ、その他

各山毎の生産技術的な点は別としても、その他にいろ〳〵問題点はある。たとえば人員縮少で石炭を増大し、能率を大巾に向上せしめているが、そのウラ付となる説明が不十分であるし、販売上の諸施策が全然されていないなど。しかもこの計画がいわゆる技術的な骨組であつたとしてもそれを裏付けるためには経営面（技術、生産面に対し）の正しい方針確立がなされなければならないことは当然であるにもかゝわらず、三鉱連の経営方針変革闘争の推進を警戒してか、あるいはまた経営機、人事権云々にこだわつてか、要するに美唄の人員処理のみを組合に納得せしめようとする態度は絶対に許容できない。同時に本計画遂成のためには要するに三〇年、三一年度の業績如何が問題だ、とする会社側の説明が首肯できるだけに、今明年を如何に対処するか、という具体的な計画の追及が必要である。それが確立され解消されない以上本計画は絵にかいたボタモチに終るからである、且つ美唄のサラリーマン的計画（責任者がその場しのぎの提案をし転勤し去つてゆくことを指す）の再登場に堕する危険が在るからである。

おわび

今年度石炭勧方針で「みいけ」の発行回数を四日に一回と明文致しましたが、官庁届出の関係と発行日を明確にするため、五日に一回発行致しますので御了承願います。